

## 議第40号

## 滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ウ中「収入の年額」の右に「または当該年の世帯の収入の年額の見込額」を加え、「（以下「世帯の需要の年額」という。）」を削り、同号エを削る。

第3条中「および入学資金」を「、入学資金および電子計算機購入資金」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）とする。

第5条に次の1項を加える。

3 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとする。

第8条中「高等学校等を卒業したとき、または前条の規定により貸与の打ち切りがあったときは、当該卒業した日または打ち切りのあった」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 高等学校等を卒業したとき 当該卒業した日

(2) 奨学生にあっては、前条の規定による貸与の打ち切りがあったとき 当該打ち切りのあった日

(3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者において、第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき 当該要件を欠くに至った日

## 付 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の滋賀県奨学資金貸与条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する電子計算機購入資金の貸与に係る新条例の規定は、この条例の施行の日以後に滋賀県奨学資金貸与条例第1条に規定する高等学校等（同条に規定する中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を除く。以下同じ。）に入学した者および中等教育学校の第4学年に進級した者（以下「施行年度入学者等」という。）（同日前に高等学校等に入学し、または中等教育学校の第4学年に進級した者であって、同一の学年を重ねて履修することとなり施行年度入学者等と同一の学年

に属することとなったものを含む。) について適用する。